第九条第一項の表都道府県の項第六号３中「地方公営企業に対する繰出金等について」（平成二十年八月一日付け総財公第百四十号、総財経第七十八号、総財経第二十二号。以下この表において「繰出金等について」という。）を「繰出金等について」に改め、同号５中「平成二十年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十年六月六日付け総財公第五十八号。以下この表において「平成二十年度繰出基準」という。）」を「平成二十一年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十一年四月二十四日付け総財公第六十九号。以下この表において「平成二十一年度繰出基準」という。）」に、「及び平成二十年度」を「及び平成二十一年度」に改め、同号６中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、「三分の一（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業にあつては二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」の下に「及び平成二十一年度繰出基準に該当するもののうち災害時医療施設（「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十一年四月一日付け総財経第七十号）において定める対象医療施設であつて、通常の診療に必要な施設を上回るものをいう。）の整備に要する経費に充てるため平成二十一年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加算した額とする。

２　都道府県立病院病床数は、前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百五号）第二十三条の規定する病院の病床（同日現在において休診している病床を除く。）及び地方公営企業決算状況調査による病床利用率（平成二十七年度決算状況調査表（病院事業）の「１　年延入院患者数」の「計」欄の数を同表「２　年延病床数」の「計」欄の数で除して得た数をいう。）を用いる病院ごとの病床数（前年度において病床利用率が七十パーセント未満である病院にあつては、当該病院の病床利用率を七十パーセントとして得た数）に、総財経第百十一号、総財公第百十五号、総財企第八十一条の三十一日現在における地方独立行政法人（以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営する病院の減少病床数（前年の三月三十一日現在における地方独立行政法人（以下この表において「都道府県公営企業型地方独立行政法人」という。）の経営する病院の病床数から当該病院の同日現在における病床数を減じた数をいう。）を加算した数とする。

平成22年7月23日　金曜日　官　報　（号外第155号）　8